

【論説】

オリンピック日本代表選出における紛争とADR制度

八木由里
(弁護士)

1、オリンピックの意義

(1) アスリートにとってのオリンピック

オリンピックは多くの競技において最高峰の競技会として位置付けられ、アスリートはオリンピックの出場およびメダルの獲得を最終目標として日々のトレーニングに励んでいる。国によってはオリンピックでメダルを獲得した選手に対して国家から報奨金が出される制度の存する国もあるが、日本においては制度上、国家からの報奨金などの制度は定められていない(2004年当時)。しかし、近年、オリンピックの開催直前に日本オリンピック委員会(JOC)や各競技団体から報奨金の決定がなされる場合もある。例えば、アテネオリンピックでの報奨金はJOCからは金メダル300万円、銀メダル200万円、銅メダル100万円の報奨金が出された。これに加えて陸上については日本陸上連盟が金メダル500万円、銀メダル300万円、銅メダル200万円、卓球では日本卓球連盟から金メダル2000万円、銀メダル600万円、銅メダル300万円の報奨金が出されることとなっていた。しかし、アスリートにとってオリンピックに出場することの意義はもちろん報奨金の獲得ではなくアスリートとして世界の頂点に立つことであり、オリンピックでの結果はその後の競技人生のみならず競技を引退した後の人生にも大きく影響を及ぼすこととなる。

(2) オリンピック選手の選出方法

日本ではオリンピック開催が近づくにつれ、人気のあるスポーツはもちろん、普段はそれほど注目を集めていない競技に対しても代表選手の選考、オリンピックでの競技結果に国民の関心が集まる。特に候補選手が互いに日本代表となるために熾烈な争いを繰り広げている場合にはなおさらである。

日本でのオリンピック代表の選出方法は日本オリンピック委員会に加盟している各競技団体が日本オリンピック委員会から与えられた選手派遣枠の範囲内で選出するというシステムを採用している。オリンピック代表選出ではサッカーやバレーボールなどの団体競技に比しマラソン・水泳など個人競技でのトラブルが多く発生している。団体競技の場合には単純に個人の技術の優劣のみで代表選手を選ぶことはできずチームを構成し戦略を決定する監督がどのポジションにどのような選手が必要か、選手同士のバランスや相性等を考慮して決めることが必要となる。したがって、団体競技の代表選手選出権限は実際には監督に一任されている場合が多く、落選した選手から異論が出るというケースはほとんど見受けられない。

それに対して、個人競技の選手選考においては、チームの戦略やチームワークなどの要素を考慮に入れる必要がなく、純粋により高い技術・能力を有する選手を選出するべきであるという考えから、これまでの代表選手の選考について様々な問題が生じている。

その具体的事案については後述するとおりであるが、これまでオリンピックの選出には多くのトラブルが発生し、2003年4月には国内の紛争解決機関として日本スポーツ仲裁機構(JSAA)が設立された。2004年にはオリンピック代表選出問題については設立後初めてアテネオリンピック馬術の選考に関して国内初のスポーツ仲裁機構への申立て、および決定がなされている。

2、オリンピック選手選出における過去のトラブル事例

(1) テコンドーの事案(2004アテネ)

アテネオリンピックにおいてはテコンドーの競技団体が派閥争いから二

つに分裂していたこともあり、選手の選考ができないという事態にまで発展している。実際、その前の2002年アジア大会でも競技団体の一本化ができず、代表選出ができなかったことから選手の派遣が見送られている。テコンドーは普段マスコミに取り上げられることは少ないがアテネオリンピック前の選手選出問題はマスコミで大きく取り上げられ、選手派遣の署名活動が国民によって行われたほどである。その結果、予選会で出場枠を獲得していた岡本依子選手がJOCの直接選出という異例の方法によりアテネオリンピックに出場した。

(2) マラソンの事案 (2004アテネ)

アテネオリンピック女子マラソン代表4名の選出に関して2000年のシドニーオリンピックで金メダルを取得した高橋尚子選手が選出されるかどうかということが非常に高い関心を集めた。しかし、結論は高橋選手落選という結果に終わった。選出方法は世界選手権最上位者が自動的に内定するが、残りの3人枠については日本陸上連盟が選考競技会を3つ指定し、各選手はそれぞれ自ら選んだ競技会に出場、その結果を参考に日本陸上連盟の理事会、評議会が代表選手を選出するというものであった。高橋選手の落選に対して世間の反応は賛否両論があり、日本スポーツ仲裁機構に不服の申立てをするのではないかと憶測も流れたが、結局、高橋選手の監督が記者会見で「専門家の決定なので、それに従う。」とコメントし、紛争には発展しなかった。

このマラソンのケースや後述する馬術においても指摘されていることであるが、このような混乱を避けるために候補者全員が参加する選考競技会を1回だけ開催し、その競技会の成績上位者から自動的に代表選手に選考する方法も考えられる。

しかし、そのような方法が採用されなかった理由として、第一にマラソンというスポーツが非常に調整の難しいスポーツであり、競技会に出場するために要する調整期間も長いということが挙げられる。複数の競技会を指定し、各選手が選考競技会を選択できるということは、同時に各選手が自らが最高の状態で望める競技会を選択できるということでもある。仮に

オリンピック出場希望者が全員出場する競技会を開催し、その成績上位者が自動的に代表選手に決定するという選考方法を採用した場合、偶然の怪我でその大会に出られなかった選手は例え実力がある選手であってもオリンピック出場の機会を失ってしまうのである。したがって、一発勝負による選考は公平性、明晰性が確保される一方で最強の選考とは相反する結果となる危険性ははらんでいるといえる。

このように最強の人選というメリットだけでなく、複数の競技会の結果を参考に競技団体が選手を選出するという方法は競技団体の利益にも則しているものと言うことができる。全ての競技団体にとって最終目標は言うまでもなくオリンピック本番でよい成績を残すことである。そのような視点からも一発勝負で運のいい選手が選出されるよりは、なるべく実力のある選手を選出し、オリンピック本番でよい結果を残したいという競技団体の思惑とも合致しているといえる。

(3) 競泳女子の事案 (2000シドニー)

2000年競泳女子オリンピック選考のトラブルは日本において最初にADRによる解決が図られた事案である。事案の概要はシドニーオリンピック代表選手に選ばれなかったことを不服として競泳女子の千葉すず選手が日本水泳連盟をスポーツ仲裁裁判所(CAS=Court of Arbitration for Sport)に訴えたというものである。千葉選手はオリンピックではメダルを獲得していないが、当時200メートル自由形日本記録保持者であり、1991年の世界選手権では銅メダルを獲得し、日本競泳史上最上の才能を有しているとまで言われたほどの選手である。しかし、バルセロナオリンピックで6位、アトランタオリンピックでは予選落ちしその後一度は選手として一線を退いていたものの、シドニーオリンピックを目指して復帰したが結局代表選考で落選した。そして、千葉選手は日本水泳連盟の選考方法が不公平としてCASへ提訴した。この事案ではオリンピック代表選考のための1つの選考競技会が定められており、その選考競技会前に「オリンピック参加A標準記録を突破した者の中から世界で戦える選手を選ぶ」との説明がなされていた。千葉選手はA標準記録を突破したものの代表に選出され

